

障害者のための  
あんしんガイド



宇 部 市

2021年11月

# 目次

相談の窓口	4
宇部市健康福祉部障害福祉課	4
福祉総合相談センター(地域福祉課内)	4
高齢者・障害者虐待防止センター(地域福祉課 福祉総合相談センター内)	4
障害者差別相談(障害福祉課内)	4
宇部市成年後見センター(地域福祉課内)	4
宇部市保健センター	5
うべこども家庭センターUbe ハピ	5
民生委員・児童委員	5
社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会	5
山口県宇部健康福祉センター	5
山口県宇部児童相談所	5
山口県身体障害者更生相談所	5
山口県知的障害者更生相談所	6
山口県精神保健福祉センター	6
障害者ホットライン(山口県障害者社会参加推進センター)	6
山口県聴覚障害者情報センター	6
山口県発達障害者支援センター「まっぷ」	6
障害者相談支援事業等実施機関	7
ひきこもり・ひきこもり家族相談「ふらっとコミュニティ」	7
生活相談サポートセンターうべ	7
宇部市発達障害等相談センター「そらいろ」	7
山口県立こころの医療センター 高次脳機能障害支援センター	7
光栄会障害者就業・生活支援センター	8
☒児童発達支援センター うべつくし園	8
宇部市障害者相談員	8
障害者手帳	9
身体障害者手帳	9
療育手帳	9
精神障害者保健福祉手帳	9
障害者手帳アプリ「ミライロ ID」	9
医療制度	10
重度心身障害者医療費の助成	10
自立支援医療(更生医療)	10
自立支援医療(育成医療)	10
自立支援医療(精神通院医療)	10
後期高齢者医療制度	11

小児慢性特定疾患の医療費助成	11
特定疾患の医療費助成	11
用具の支給・貸出	12
補装具費(購入費・修理費・借受け費)の支給	12
日常生活用具の給付	12
難病患者・小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付	15
軽度・中等度難聴児への補聴器の助成	16
車いすなどの貸し出し	16
療育・教育・リハビリ	17
乳幼児と児童のための療育・教育	17
リハビリテーション	18
在宅サービス	19
訪問入浴サービス	19
ふれあい戸別収集	19
訪問看護師の派遣	19
見守り安心コールサービス	19
障害者用FAX110番・メール110番	20
身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の給付	20
身体障害者補助犬飼育費の助成	20
介護給付	21
障害支援区分の認定について	21
障害福祉サービス等の拡大(難病等)	21
利用者負担額について	21
計画相談支援	21
居宅介護(ホームヘルプ)	21
重度訪問介護	22
同行援護	22
行動援護	22
短期入所(宿泊を伴う利用)	22
療養介護	22
生活介護	22
施設入所支援	22
通所給付	23
障害児相談支援	23
児童発達支援	23
医療型児童発達支援	23
放課後等デイサービス	23
保育所等訪問支援	23
居宅訪問型児童発達支援	23
訓練等給付	24

自立訓練(機能訓練・生活訓練).....	24	仕事.....	37
共同生活援助(グループホーム).....	24	ハローワーク宇部.....	37
就労移行支援.....	24	山口障害者職業センター.....	37
就労継続支援(A型・B型).....	24	山口県立西部高等産業技術学校.....	37
就労定着支援.....	24	職業能力開発校.....	37
<b>地域生活支援事業.....</b>	<b>25</b>	<b>外出の利便.....</b>	<b>38</b>
移動支援.....	25	福祉タクシー券.....	38
日中一時支援.....	25	障害者バス優待乗車証.....	38
手話通訳者の派遣.....	25	タクシー運賃割引.....	38
要約筆記者の派遣.....	25	バス運賃割引.....	39
<b>住宅.....</b>	<b>25</b>	JRの旅客運賃割引.....	39
身体障害者用市営住宅への入居.....	25	JRジパング倶楽部「特別会員(身体障害者)」.....	39
<b>公共料金の割引.....</b>	<b>26</b>	航空運賃の割引.....	39
携帯電話料金の割引.....	26	有料道路の通行料金割引.....	40
電話番号の無料番号案内(ふれあい案内)...	26	福祉車輛の貸し出し.....	40
NHK放送受信料の免除.....	26	駐車禁止規制除外措置.....	41
青い鳥郵便はがきの交付.....	27	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度... 41	
観光施設などの入場料の減免.....	27	障害者自動車運転免許取得費の助成.....	42
ときわ公園有料駐車場の駐車料金の免除... 27		身体障害者用自動車改造費の助成.....	42
ときわ動物園の入園料の免除.....	27	介助用自動車改造費の助成.....	42
ときわミュージアム 世界を旅する植物館の入館料の免除.....	27	<b>余暇の活用.....</b>	<b>43</b>
<b>手当・年金.....</b>	<b>28</b>	キラリンピック.....	43
心身障害者扶養共済制度.....	28	山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具広場.....	43
特別障害者手当.....	29	点字図書・録音図書の貸し出し.....	43
障害児福祉手当.....	30	ビデオライブラリー.....	43
在日外国人重度心身障害者福祉金.....	31	<b>その他の制度.....</b>	<b>44</b>
特別児童扶養手当.....	31	郵便による投票.....	44
児童扶養手当.....	31	点字広報・声の広報.....	44
障害厚生年金・障害共済年金.....	32	災害時避難支援制度.....	44
障害基礎年金.....	32	ヘルプマーク・ヘルプカード.....	45
特別障害者給付金.....	32	生活福祉資金貸付制度.....	45
<b>税の減免.....</b>	<b>33</b>	身体障害者障害程度等級表.....	45
所得税・住民税の控除.....	33	障害者の主な制度一覧.....	48
おむつに係る費用の医療費控除.....	33		
ストマ用装具に係る費用の医療費控除.....	33		
相続税の控除.....	34		
贈与税の非課税(特定贈与信託).....	34		
福祉車両に対する軽自動車税(種別割)の減免.....	35		
個人事業税の非課税.....	35		
定期預金などの利子非課税.....	36		

## 相談の窓口

### 宇部市健康福祉部障害福祉課

宇部市における障害者・障害児の福祉行政の中心機関です。

利用時間 8:30~17:15\* (土日祝日を除く)  
住 所 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号 (1階6番窓口)  
問合せ先 電話 34-8314 ファックス 22-6052  
メール syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

### 福祉総合相談センター (地域福祉課内)

高齢者・障害者及びご家族、支援者などへの総合的・専門的な相談支援を行ないます。

利用時間 8:30~17:15\* (土日祝日を除く)  
住 所 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号 (1階4番窓口)  
問合せ先 電話 34-8393 ファックス 22-6028  
メール chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

### 高齢者・障害者虐待防止センター (地域福祉課 福祉総合相談センター内)

家族、施設職員、会社事業主などから受けていると思われる高齢者・障害者虐待(疑い)に関する相談に対応します。虐待されている高齢者・障害者だけでなく、虐待してしまう家族への支援を行います。

利用時間 8:30~17:15\* (土日祝日を除く)  
虐待に関する通報は利用時間を問いません。  
住 所 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号 (1階4番窓口)  
問合せ先 電話 34-8393 ファックス 22-6028  
メール chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp  
休日・夜間通報 電話 31-4111 (市役所代表電話)

### 障害者差別相談 (障害福祉課内)

市内で起こった障害を理由とする差別的取り扱い、合理的配慮の不提供などの相談、障害者のコミュニケーション支援に関する相談に対応します。

利用時間 8:30~17:15\* (土日祝日を除く)  
住 所 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号 (1階6番窓口)  
問合せ先 電話 34-8457 ファックス 22-6052  
メール syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

### 宇部市成年後見センター (地域福祉課内)

成年後見制度に関する相談の窓口です。

※成年後見制度とは物事を判断する能力が十分でない方を法律的に支援する制度です。

利用時間 8:30~17:15\* (土日祝日を除く)  
住 所 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号 (1階4番窓口)  
問合せ先 電話 34-8386 ファックス 22-6028  
メール chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

\*宇部市役所の窓口受付は、令和7年10月1日から 9:00~16:30 に変更予定です。

## 宇部市保健センター

健康に関する相談の窓口です。

利用時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）  
住 所 〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目1番10号  
問合せ先 電話 31-1777 ファックス 35-6533

## うべこども家庭センターUbe ハピ

子どもの健康に関する相談の窓口です。

利用時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）  
住 所 〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号  
宇部市福祉ふれあいセンター1階  
問合せ先 電話 31-1732 ファックス 21-6020

## 民生委員・児童委員

障害者本人や家族などからのいろいろな相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、福祉事務所などの関係機関との連絡にあたります。

問合せ先 地域福祉課（電話 34-8326、ファックス 22-6028）

## 社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会

様々な福祉活動の窓口です。

利用時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）  
住 所 〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目4番20号  
問合せ先 電話 33-3131 ファックス 22-4393

## 山口県宇部健康福祉センター

地域の精神保健活動の拠点であるとともに、特定疾患などの相談窓口です。

利用時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）  
住 所 〒755-0033 山口県宇部市琴芝町一丁目1番50号  
（山口県宇部総合庁舎2階）  
問合せ先 電話 31-3200 ファックス 34-4121

## 山口県宇部児童相談所

発達の遅れや障害のある児童について、専門家が相談や指導、18歳未満の人の障害程度の判定、施設入所判定などを行います。

利用時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）  
住 所 〒755-0033 山口県宇部市琴芝町一丁目1番50号 宇部総合庁舎内  
問合せ先 電話 39-7514 ファックス 39-7519

## 山口県身体障害者更生相談所

身体障害者の医学的・心理学的判断や補装具などについて、専門的な相談や指導を行います。

利用時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）  
住 所 〒753-0814 山口県山口市吉敷下東4丁目17番1号  
問合せ先 電話 083-902-2670 ファックス 083-902-2678

## 山口県知的障害者更生相談所

知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判断など知的障害者に関することについて、専門的な相談や指導を行います。

利用時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)  
住 所 〒753-0814 山口県山口市吉敷下東4丁目17番1号  
問合せ先 電話 083-902-2673 ファックス 083-902-2678

## 山口県精神保健福祉センター

精神保健福祉の総合技術センターとして地域精神保健福祉活動推進の中心となる機関です。

利用時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)  
住 所 〒753-0814 山口県山口市吉敷下東4丁目17番1号  
問合せ先 電話 083-902-2672 ファックス 083-902-2678

心の健康電話相談 電話 083-901-1556 (専用回線)  
開設日時 9:00~11:30、13:00~16:30 (土日祝日、年末年始を除く)  
心の健康全般に関する相談電話です。

いのちの情報ダイヤル“絆” 電話 083-902-2679 (専用回線)  
開設日時 火・金曜日の9:00~11:30、13:00~16:30 (祝日、年末年始を除く)  
「生きることがつらい」と悩んでいる方やそのご家族の方の相談電話です。

## 障害者ホットライン (山口県障害者社会参加推進センター)

障害者本人や家族などの心配ごとや悩みごとの相談に応じます。

利用時間 8:30~17:15 (水土日、祝日、8/13~8/15、12/29~1/3を除く)  
住 所 〒753-0072  
山口県山口市大手町9番6号 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館 4階  
問合せ先 電話 083-928-5580 ファックス 083-928-5436

## 山口県聴覚障害者情報センター

聴覚障害者とその家族や、関係者の方からの各種相談に応じます。

利用時間 9:00~17:00 (土日は21:00まで) ※水曜日、祝日、12/28~1/4を除く  
住 所 〒747-1221 山口県山口市大字鑄銭司2364番地1  
問合せ先 電話 083-985-0611 ファックス 083-985-0613

## 山口県発達障害者支援センター「まっぴ」

自閉症児(者)をはじめとする発達障害児(者)等に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関・施設等への情報提供や研修などの活動を行います。

利用時間 9:15~12:00、13:00~16:30 (土日祝日、年末年始を除く)  
住 所 〒753-0814 山口県山口市吉敷下東4丁目17番1号  
問合せ先 電話 083-902-2680

## 障害者相談支援事業等実施機関

障害者、障害児の保護者、障害児（者）の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援専門員などが支援します。

名称	住所	電話	FAX
宇部市障害者生活支援センター(神原苑)	755-0062 宇部市鶴の島町5番21号	38- 8820	38- 8821
生活支援センター「ふなき」	757-0216 宇部市大字船木442番地11(楠総合センター内)	67- 2464	67- 2467

## ひきこもり・ひきこもり家族相談「ふらっとコミュニティ」

ひきこもりの当事者やその家族、支援者からの相談に対応します。また、毎月、「ひきこもり家族相談会」を開催(要予約)し、個人の状況に応じた支援を組み立てます。

利用時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)  
住所 〒755-0038 山口県宇部市海南町2番58-1号  
問合せ先 電話・ファックス 21-1552

## 生活相談サポートセンターうべ

生活に困窮している方からの相談に対応し、自立のための支援を行います。

利用時間 8:30~17:15(土日祝日を除く)  
住所 〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号  
宇部市福祉ふれあいセンター内  
問合せ先 電話 43-7440 ファックス 43-7441  
相談者専用電話 0800-200-7440(通話無料)

## 宇部市発達障害等相談センター「そらいろ」

発達障害等を有する児・者(その疑いのある児・者)とその家族及び支援者に対する相談窓口です。発達、生活、行動面など幅広い相談に対応します。

利用時間 9:00~17:00(月・火・木・金曜日と第3水曜日)  
12:00~20:00(第3を除く水曜日)※いずれも祝日、年末年始を除く  
住所 〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号  
宇部市福祉ふれあいセンター5階  
問合せ先 電話 43-6777 ファックス 43-7174

## 山口県立こころの医療センター 高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害に関する医療・福祉サービスの利用、療養や復学、仕事などの相談に対応します。

利用時間 9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)  
住所 〒755-0241 山口県宇部市大字東岐波4004-2  
問合せ先 電話 58-1218 ファックス 58-6503

## 光栄会障害者就業・生活支援センター

就職を希望される方や、「会社で働くこと」「地域で生活すること」に関して悩みや困りごとを抱えている方に対して、他の機関とも協力しながら、就労と生活の両方について相談・支援を行います。

利用時間 9:00~17:00（土曜日は~12:00）※日曜日、祝日、年末年始を除く  
住 所 〒755-0029 山口県宇部市新天町一丁目2番32号（新天町アーケード内）  
問合せ先 電話 39-5357 ファックス 39-5359

## 児童発達支援センター うべつくし園

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を行います。

利用時間 月曜日から土曜日までの8時30分から17時（祝日を除く）  
住 所 〒755-0152 山口県宇部市あすとびあ六丁目11番21-4号  
問合せ先 電話 43-7750 ファックス 43-7751

## 宇部市障害者相談員

障害者やその家族などからの相談に応じて、助言や指導、関係機関との調整などを行います。

氏 名	電話(FAX)番号	障害区分
岡本 正俊	51-0245	肢体不自由
田村 義昌	51-5231	
磯 邊 イサ	31-0018	視覚障害
溝田 成哲	41-1823	
西村 和幸	090-5691-9885	
山丈 亮二	<b>FAX</b> 050-3155-	聴覚障害
川岡 明	<b>FAX</b> 050-3174-	
秋村 義和	32-1479	音声言語障害
西村 武剛	34-2450	
藤井 昭	34-0082	内部障害
波多野 幹	090-7375-2968	
藤井 悌一	35-0609	
重原 和枝	21-1734	知的障害
佐々木 知	35-2936	発達障害
大木 容子	090-7130-6938	難病

※精神障害については、特定非営利活動法人むつみ会（35-3365）にご相談ください。

# 障害者手帳

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障害(p.45の身体障害者障害程度等級表を参照)がある人に対して、指定医師の診断書をもとに、山口県が判定し交付します。

- 対象者 視覚(目)、聴覚(耳)、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体(手・足・体幹)、心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、免疫、肝臓に永続する障害がある人
- 窓口 障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)
- 必要な物 1. 指定医師の診断書  
2. 写真2枚(縦4センチメートル×横3センチメートル)  
※山口県障害者支援課の下記ページから、各種様式をダウンロードできます。  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18773.html>

## 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所が、面接などにより判定し、山口県が交付します。

- 対象者 知的障害(先天的障害や20歳未満での病気やケガによる知的発達障害、知的発育遅滞)がある人
- 窓口 障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)
- 必要な物 1. 写真1枚(縦4センチメートル×横3センチメートル)  
2. 身体障害者手帳(交付を受けている人のみ)  
※山口県障害者支援課の下記ページから、各種様式をダウンロードできます。  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18772.html>

## 精神障害者保健福祉手帳

障害を確認できる書類をもとに、山口県が判定し交付します。

- 対象者 精神疾患により、長期間にわたり日常生活や社会活動が制限される人
- 窓口 障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)、楠市民センター
- 必要な物 1. 障害を確認できる書類(以下のいずれか)  
・医師による診断書  
・精神障害を事由とする障害年金の証書および振込通知書  
・特別障害者給付金の受給資格者証および振込通知書  
2. 写真1枚(縦4センチメートル×横3センチメートル)  
※山口県健康増進課の下記ページから、各種様式をダウンロードできます。  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19229.html>

## 障害者手帳アプリ「ミライロID」

株式会社ミライロが提供している障害のある方に向けたスマートフォン用アプリです。事前に障害者手帳の情報を登録することで、スマートフォンの画面に手帳情報が表示できるようになり、障害者手帳の提示に代えて、施設や店舗で障害者割引・減免を受けることができます。詳しくは「ミライロID」で検索するか、右のQRコードからご確認ください。

※事業者によっては、ミライロIDが未対応、マイナポータルとの連携が必須等の要件があります。右のQRコードから対応状況を確認してください。

市内対象施設 ときわ公園(駐車場・植物館・動物園)、ユーピーアールスタジアム(ジム・卓球)、楠こもれびの郷、デマンドバス



## 医療制度

### 重度心身障害者医療費の助成

対象者	次のいずれかに該当する人 (1) 重度の障害者手帳の交付を受けている人 身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 (2) 障害年金1級の人 (3) 特別障害給付金1級の人 (4) 特別児童扶養手当1級の人 (5) (2)、(3)と同程度の障害がある人(山口県が認定した人) ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。 (1) 生活保護を受けている (2) 本人の前年の所得が限度額を超えている (3) 他制度により医療費の支給を受けることができる (4) 健康保険に加入していない
内容	病院などで診察を受けた場合に、保険診療の自己負担部分を助成します。
窓口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)
必要な物	1. 障害を確認できるもの(障害者手帳、年金証書など) 2. 健康保険の資格情報を確認できるもの

### 自立支援医療(更生医療)

対象者	18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者更生相談所の判定により必要と認められた人
内容	身体障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、その障害を軽減または除去するため、指定医療機関において受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。主な医療の対象は、人工透析や心臓の手術などです。
負担額	総医療費の1割(世帯の所得に応じた月額負担上限額あり)
窓口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)

### 自立支援医療(育成医療)

対象者	18歳未満の児童で、肢体不自由・視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害または心臓・じん臓・小腸機能障害などで、医療を行わないと将来障害を残すと認められ、確実な治療の効果が期待できる者
内容	指定医療機関において受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。
負担額	総医療費の1割(世帯の所得に応じた月額負担上限額あり)
窓口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)

### 自立支援医療(精神通院医療)

対象者	精神疾患、または、てんかんにより、通院による治療を継続的に必要とする人
内容	指定医療機関において受けた精神疾患の通院医療費(入院は対象外)の、一部を助成します。
負担額	総医療費の1割(世帯の所得に応じた月額負担上限額あり)
窓口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)、楠市民センター

## 後期高齢者医療制度

- 対象者** 65歳以上75歳未満の方で、次のいずれかに該当する人  
(1) 身体障害者手帳1級から3級か、音声または言語機能障害4級、  
下肢障害4級の1号、3号、4号  
(2) 療育手帳A  
(3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級  
(4) 障害基礎年金1・2級  
(5) (4)と同程度の障害がある人
- 内容** 病院などで診療を受けた場合に、後期高齢者医療の適用があります(要申請)。  
**負担額** 総医療費の1割(現役並みの所得を有する場合は3割)  
**窓口** 保険年金課(電話 34-8343、ファックス 22-6019)

## 小児慢性特定疾患の医療費助成

- 対象者** 下記の疾患ごとに国が定める疾患に該当する18歳未満の児童、及び18歳到達時において事業の対象となっており、かつ、引き続き治療が必要であると認められる20歳到達までの者

**対象疾患**

1.悪性新生物	5.内分泌疾患	9.血液疾患	13.染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
2.慢性腎疾患	6.膠原病	10.免疫疾患	14.皮膚疾患
3.慢性呼吸器疾患	7.糖尿病	11.神経・筋疾患	15.骨系統疾患
4.慢性心疾患	8.先天性代謝異常	12.慢性消化器疾患	16.脈管系疾患

- 内容** 対象疾患の治療に関する医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。  
**自己負担** 生計中心者の課税状況によって異なります。

※重症患者と認定された方や血友病患者の方は、自己負担がありません。

- 窓口** 山口県宇部健康福祉センター 精神・難病班  
(電話 31-3203、ファックス 34-4121)

## 特定疾患の医療費助成

- 対象者** 対象疾患ごとに国が定めた認定基準に該当する方  
※対象疾患は下記 URL か、右のQRコードからご参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

- 内容** 対象となった指定難病とその疾病に付随して発現する傷病で保険診療を受けた場合に、医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。

- 自己負担** 受給者と同じ医療保険に加入する者の市民税課所得割額によって異なります。  
**窓口** 山口県宇部健康福祉センター 精神・難病班  
(電話 31-3203、ファックス 34-4121)



## 用具の支給・貸出

### 補装具費（購入費・修理費・借受け費）の支給

- 対象者** 身体障害者（児）で、該当する障害の記載があり、等級などの条件を満たす人。または、難病患者等で疾患名などの条件を満たす人。
- 内容** 身体障害者（児）や難病患者等の失われた身体機能を補完または代替する用具（補装具）の購入、修理または借受けに要する費用を一部給付します。  
 ※用具によっては、医師が記入した意見書等を提出する必要があります。  
 ※介護保険で同じ品目の支給または貸与を受けることができる人は、介護保険のご利用が優先です。
- 負担額** 原則1割負担（世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。）  
 ※世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費を支給しています。補装具費に係る利用者負担もこの高額障害福祉サービス等給付費の算定対象です。（詳しくは、窓口等でお問い合わせください。）

世帯の収入状況	月額負担上限額
①生活保護受給世帯	0円
②市民税非課税世帯	
③市民税課税世帯	37,200円

※ただし、18歳以上の障害者で、本人又は世帯員のいずれかが、一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村住民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）は補装具の支給対象外です。

世帯の範囲	
障害児（18歳未満）	住民基本台帳上の世帯
障害者（18歳以上）	本人及び配偶者

- 対象品目**
- 視覚障害
    - ・視覚障害者安全つえ
    - ・義眼
    - ・眼鏡（矯正・遮光・弱視）
    - ・コンタクトレンズ
  - 聴覚障害
    - ・補聴器
    - ・人工内耳
  - 肢体障害
    - ・義肢
    - ・装具
    - ・姿勢保持装置
  - 肢体障害（既製品で対応できる場合などは介護保険が優先）
    - ・車椅子
    - ・電動車椅子
    - ・歩行器
    - ・歩行補助つえ
  - 肢体障害（18歳未満のみ）
    - ・座位保持いす
    - ・起立保持具
    - ・頭部保持具
    - ・排便補助具
  - 重度重複障害
    - ・重度障害者用意思伝達装置
- 窓口** 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）

### 日常生活用具の給付

- 対象者** 重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者もしくは障害児で、該当する障害

の記載があり、等級や在宅などの条件を満たす人  
 内 容 日常生活の便宜をはかるための用具を給付します。  
 負 担 額 原則1割負担（世帯の所得に応じて月額負担上限額があります。）  
 月額負担上限額の基準は、補装具費と同じです。  
 窓 口 障害福祉課（電話 34-8314、ファクス 22-6052）  
 対象品目 (※)介護保険での支給または貸与が優先される品目

品目	対象者
特殊寝台(※)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<18 歳以上>
特殊マット(※)	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する人。療育手帳A又はAと同程度の人。児童にあっては、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<3 歳以上>
特殊尿器(※)	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する人<学齢児以上>
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で入浴に介護を要する人<3 歳以上>
体位変換器(※)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で下着交換等に介護を要する人<学齢児以上>
移動用リフト(※)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<3 歳以上>
訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<3 歳以上 18 歳未満>
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<学齢児以上 18 歳未満>
入浴補助用具(※)	下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする人<3 歳以上>
便器(※)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人<学齢児以上>
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、歩行が不安定で転倒しやすい人。療育手帳AまたはAと同程度、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級で、てんかん等により頻繁に転倒する人<3 歳以上>
つえ(一本杖のみ)	平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害を有し、歩行が困難な人<学齢児以上>
移動・移乗支援用具(※)	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害の人<18 歳以上> 平衡機能又は下肢又は体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする人<3 歳以上 18 歳未満>
特殊便器	上肢障害 2 級以上。もしくは療育手帳AまたはAと同程度で、訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な人<学齢児以上>
火災警報器	身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳AまたはAと同程度、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級の人(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
自動消火器	身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳AまたはAと同程度、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級の人(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
電磁調理器	視覚障害 2 級以上の人。もしくは療育手帳AまたはAと同程度の人<18 歳以上>
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の人(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)<18 歳以上>
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人<3 歳以上>
ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる人<学齢児以上>
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる人<学齢児以上>
酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人<18 歳以上>
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>

品目	対象者
視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の人<18 歳以上>
音声キッチン秤	視覚障害 2 級以上の人<18 歳以上>
音声血圧計	視覚障害 2 級以上の人<18 歳以上>
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上の人で人工呼吸器の装着が必要な人<学齢児以上>
人工呼吸器用非常用電源	呼吸器機能障害3級以上のものであって、人工呼吸器を装着しているもの。
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由障害があり、発声・発語に著しい障害を有する人<学齢児以上>
情報・通信支援用具 *障害者向けパーソナルコンピュータの周辺機器、アプリケーションソフトやスマートフォン用キーボード等	上肢障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上の人<学齢児以上>
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)で、必要と認められる人<18 歳以上>
点字器	視覚障害者で点字による文章をうち、日常生活に役立てる目的で使用する人<学齢児以上>
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の人(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる人<学齢児以上>
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の人<18 歳以上>
視覚障害者用音声 IC タグレコーダー	視覚障害 2 級以上の人<学齢児以上>
音声色彩識別装置	視覚障害 2 級以上の人<18 歳以上>
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人<学齢児以上>
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
人工喉頭	喉頭摘出による音声・言語障害を有する人(電動式は職業上または教育上真に必要な人に限る)<学齢児以上>
人工鼻	喉頭摘出による音声・言語障害を有する人
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児。 ※点字図書給付事業実施要綱によること
ストマ用装具	直腸機能障害で、人工肛門を造設している人又は、膀胱機能障害で、人工膀胱を造設している人及び高度排尿機能障害によりカテーテルの常時留置を必要とする人<3 歳以上>
紙おむつ等	ストマ装着ができない人及び先天性の高度排尿・排便障害若しくは脳原性運動機能障害又は乳幼児期以前に発症した脳性麻痺、脳炎、頭部外傷等を原因とした肢体不自由により排尿・排便の意思表示が困難な人<3 歳以上>
収尿器	肢体不自由障害で神経因性膀胱などによる排尿障害のある人<3 歳以上>

品目	対象者
居宅生活動作補助用具(※)	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上の人(特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上)<学齢児以上> ※住宅改修費給付事業実施要綱によること

## 難病患者・小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付

- 対象者** ①障害福祉サービス等の対象となる難病がある在宅の人  
②小児慢性特定疾患医療券をもつ在宅の人  
※他の事業による同様の用具給付制度の対象となる人は、そちらが優先です。
- 内容** 日常生活の便宜をはかるための用具を給付します。
- 負担額** 対象者①：原則1割負担(世帯の所得に応じて、月額負担上限額があります)  
対象者②：世帯の所得に応じた負担額があります。
- 窓口** 障害福祉課(電話 34-8314、ファクス 22-6052)
- 対象品目** (※)介護保険での支給または貸与が優先される品目  
【入所】在宅以外(入院・施設入所等)の人でも対象

種目	対象者	性能
便器(※)	常時介護を要する①②の人	対象者が容易に使用し得るもの
特殊マット(※)	寝たきりの状態にある①②の人	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある①②の人	足踏ペダルにて温水温風が出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台(※)	寝たきりの状態にある①②の人	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具(※)	下肢が不自由な①②の人	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であって、対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
体位変換器(※)	寝たきりの状態にある①②の人	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
入浴補助用具(※)	入浴に介助を要する①②の人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者または介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器(※)	自力で排尿できない①②の人	尿が自動的に吸引されるもので対象者または介助者が容易に使用し得るもの
電気式たん吸引器	呼吸器に障害のある①②の人	対象者または介助者が容易に使用し得るもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸器に障害のある①②の人	対象者または介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な①②の人	対象者の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
移動用リフト(※)	下肢または体幹機能に障害のある①②の人	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
訓練用ベッド	下肢または体幹機能に障害のある①の人	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの

種目	対象者	性能
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な①の人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
居宅生活動作補助用具(※)	下肢または体幹機能に障害のある①の人	対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
車いす	下肢が不自由な②の人	対象者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する②の人【入所】	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい②の人	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある②の人	紫外線をカットできるもの
ストマ装具	人工肛門・人口膀胱を造設した②の人【入所】	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な②の人	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの

### 軽度・中等度難聴児への補聴器の助成

- 対象者 (1) 宇部市に居住している18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルの人（両耳の聴力レベルが30デシベル以上）  
(2) 世帯（最多納税者）の市民税所得割額が46万円未満  
※ただし、医師が必要と認められれば30デシベル未満も対象
- 内容 補聴器の購入、修理にかかる費用を助成します。（助成額は基準額の3分の2）
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）

### 車いすなどの貸し出し

- 対象者 (1) 宇部市内在住の在宅高齢者等で、日常生活と自立のため福祉機器が必要な人  
(2) 地域福祉の事業等で、一時的に福祉機器を必要とする宇部市内の施設・団体  
(3) 病院や施設に入院・入所中で、一時的な外出等により福祉機器が必要な人  
(4) 介護保険の認定申請中で、認定までの期間に一時的に福祉機器が必要な人  
(5) 傷病等により、一時的に福祉機器を必要とする人
- 内容 車いすや歩行器などの福祉機器を、一定期間無償で貸し出します。
- 窓口 宇部市社会福祉協議会 総務課（電話 33-3131、ファックス 22-4393）

# 療育・教育・リハビリ

## 乳幼児と児童のための療育・教育

対象者 心身の発達に心配がある乳幼児と児童

内容 相談や訓練を行っています。予約が必要な場合がありますので、あらかじめ電話で確認してください。

名称	電話番号	FAX	相談・訓練内容
乳幼児発達クリニック (山口県宇部健康福祉センター)	31-3200	34-4121	お子さんのからだの発達、運動機能の発達、ことばやしつけの相談に応じています。
うべこども家庭センターUbeハピ(宇部市こども・若者応援課)	31-1732	21-6020	育児に関する悩みや不安、お子さんの発達に関する心配事について相談に応じます。
山口県宇部児童相談所	39-7514	39-7519	18歳未満のお子さんのことならどんな相談にも応じています。
ふれあい教育センター 発達相談・教育相談	ふれあい 総合テレホン 083-987-1240 083-987-1246	083-987-1259	発達に不安や心配のある子どもの家庭教育や就学、特別支援教育等に関して、保護者及び教職員等からの相談を受けています。相談の方法は、電話相談や来所相談、学校へ直接出向いて行う要請相談などがあります。
宇部市教育委員会 教育支援課 特別支援教育推進係	34-8625	22-6071	就学相談、進路相談等の総合的な相談窓口です。
ことばの教室 (幼児通級指導教室) 厚南小学校内	41-1500		発達の偏り、遅れなどに関する相談や言葉、または聴覚に関する相談を受けています。
宇部特別支援教育センター	41-4036	41-8369	・教育相談(随時) 乳幼児から学童までのお子さんの障害に関することについてどんな相談にも応じています。
児童発達支援センター うべつくし園	43-7750	43-7751	ひとり一人の発達に応じて集団または個別で対応しながら、子どもたちが健やかに成長できるように保護者の皆さんのお手伝いをするところです。 また、お子さんの発達や子育てについてのご相談に応じます。
名称	電話番号	FAX	相談・訓練内容

聴覚障害教育センター 山口県立 山口南総合支援学校 山口県立 下関南総合支援学校 山口県立 周南総合支援学校	083- 986-2007 083- 232-1455 0834- 29-1331	083- 986-3175 083- 232-1432 0834- 29-3210	聞こえと言葉に困難がある幼児、児童、生徒や保護者、先生を対象に相談、支援を行っています。
視覚障害教育センター 山口県立 下関南総合支援学校 山口県立 山口南総合支援学校 山口県立 周南総合支援学校	083- 232-1431 083- 986-2007 0834- 29-1331	083- 232-1432 083- 986-3175 0834- 29-3210	見えにくさのある幼児、児童、生徒などを対象に、相談、支援を行っています。

## リハビリテーション

対象者 心身などに障害のある人

内容 相談や訓練を行っています。予約制の所もありますので、あらかじめ電話で確認してください。

名 称	電話番号	FAX	相談・訓練内容
難病相談窓口 (宇部健康福祉センター)	31- 3203	34- 4121	難病患者とその家族を対象に、療養上の悩みや不安等に対する相談などを受けています。
中途失明者点字教室 (障害福祉課)	34- 8314	22- 6052	病気や事故で視覚を失った中途失明者を対象に、点字教室を実施しています。毎週水曜日午後(第3水曜日除く)に実施
中途失明者歩行訓練 (山口県盲人福祉協会)	083- 231- 7114	083- 231- 8097	病気や事故で視覚を失った中途失明者を対象に、白杖を利用した歩行訓練を実施しています。
山口県立下関南総合支援学校(視覚障害教育センター)	083- 232- 1431	083- 232- 1432	年齢に関係なく乳幼児から成人まで視覚に障害のある人や、その保護者・関係者を対象に、あらゆる相談、支援を行っています。

## 在宅サービス

### 訪問入浴サービス

対象者	自宅で入浴することが困難な身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている人 ※介護保険法の給付対象者は、介護保険の利用が優先です。
内容	訪問入浴車によりご家庭を訪問し、入浴サービスを行います。
自己負担	1割負担
窓口	障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### ふれあい戸別収集

対象者	次の条件をすべて満たす世帯 (1) 身近にごみ出しの支援をしてくれる人がいない (2) 重度の身体障害者、知的障害者または精神障害者のみの世帯や、65歳以上の高齢者のみの世帯 (3) 分別したゴミを地域のゴミステーションには持ち運べないが、玄関先までは出すことができる ※65歳以上の人は、高齢福祉課 (電話34-8302、ファックス22-6026)への申し込みになります。
内容	下記のゴミについて、個別に玄関先で収集を行います。 ・燃やせるごみ ・プラスチック製容器包装ごみ ・資源ごみ（びん、缶、ペットボトル） ・燃やせないごみ ・古紙および紙製容器包装
窓口	障害福祉課（電話 34-8522、ファックス 22-6052）

### 訪問看護師の派遣

対象者	在宅の障害者で、看護師による訪問看護が必要と認められる人
内容	訪問看護ステーションの看護師が主治医の指示書に基づき、自宅を訪問して看護や入浴介助などの援助を行います。
窓口	主治医にご相談ください。

### 見守り安心コールサービス

対象者	ひとり暮らしの重度身体障害者などで、緊急時の対応が困難な人 ※65歳以上の人は、高齢者福祉課 (電話34-8302、ファックス22-6026)への申し込みになります。
内容	緊急な事態が起こったときに、ペンダント型や据え置き型の緊急通報装置のボタンを押すだけで、看護師等の専門知識をもつ職員が配置された受信センターに通報が入り、必要に応じて速やかに消防局に出動を要請します。
自己負担	世帯の課税状況に応じて変わります。
窓口	障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## ファックス119・メール119・Net119緊急通報システム

- 対象者 聴覚障害者、音声・言語機能障害者
- 内容 火事や急病などの緊急時に、ファックス、メールやスマートフォン等で通報することができます。ファックス番号は局番なしの「119」です。  
※メール119・Net119緊急通報システムは、事前登録が必要になります。
- 窓口 宇部・山陽小野田消防局（電話 21-2866、ファックス 31-0119）

## 障害者用FAX110番・メール110番

- 対象者 聴覚障害者、音声・言語機能障害者
- 内容 事故や事件などの発生時に、ファックスやメールで警察本部に通報することができます。ファックス番号は083-925-1110です。  
※メールアドレスは公開されていませんので、アドレスの番号や留意事項等については、山口県聴覚障害者情報センター（FAX 083-985-0613）にお問い合わせ下さい。

## 身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の給付

- 内容 身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、補助犬受給者を募集し、補助犬を給付しています。
- 募集人員 1~2人
- 募集期間 毎年4月中旬頃から6月末頃まで（年度によって異なります）  
※毎年度、山口県では、補助犬の給付対象者を募集しています。
- 対象者 盲導犬、介助犬、聴導犬の種類ごとに、下記の要件を満たす身体障害者手帳の交付を受けている在宅の障害者
- ・盲導犬…視覚障害1級又はこれに準ずる者
  - ・介助犬…肢体不自由1級若しくは2級又はこれに準ずる者
  - ・聴導犬…聴覚障害2級又はこれに準ずる者
  - ・山口県に1年以上居住し、4月1日現在満18歳以上の者
  - ・住居内において補助犬とともに生活し、その飼育が可能な者
  - ・補助犬との共同訓練または合同訓練が可能な者  
（盲導犬：約1カ月間、介助犬：約40日間、聴導犬：約10日間）
  - ・その者の属する世帯の所得税額が、3,960,000円以下の者
- 自己負担 共同訓練等に係る旅費等は、自己負担となります。  
給付後の補助犬に係る飼育費用は、自己負担となります。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）  
※詳しい応募資格等については、山口県障害者支援課へ連絡して下さい。  
（電話：083-933-2765）

## 身体障害者補助犬飼育費の助成

- 対象者 補助犬を飼育し、次のいずれかに該当の身体障害者手帳の交付を受けている人
- (1) 盲導犬 視覚障害1級またはこれに準ずる人
  - (2) 介助犬 肢体不自由1級もしくは2級またはこれに準ずる人
  - (3) 聴導犬 聴覚障害2級またはこれに準ずる人
- 内容 補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を飼育する障害者に対し、各年度の飼育費用の一部を翌年4月にまとめて助成します。
- 支給額 補助犬1頭につき月額3,000円
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8342、ファックス 22-6052）

## 介護給付

### 障害支援区分の認定について

内 容 介護給付の各サービスを受けるには、障害支援区分の認定が必要です。利用申請に基づき、宇部市の職員が聞き取り調査を行い、その後、調査資料や医師の意見書を基に、障害保健福祉に詳しい委員で構成される審査会にて区分認定が行われます。区分は1から6まであり、これによって利用できるサービスの量や種類が異なります。

窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファクス 22-6052）

### 障害福祉サービス等の拡大（難病等）

障害者総合支援法の対象となる難病の方は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、補装具、地域生活支援事業及び障害児通所支援）の受給ができます。



対象難病 下記 URL か、右のQRコードからご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/hani/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/hani/)

### 利用者負担額について

内 容 下記のとおり（ただし、1割負担の方が低い場合には1割）  
食費・光熱水費は実費負担です。  
それぞれ、低所得者の人に配慮した軽減策があります。

世帯の収入状況		月額負担上限額
①生活保護受給世帯		0円
②市民税非課税世帯		
③市民税課税世帯	障害児 世帯の市民税所得割28万円未満	4,600円
	障害者 世帯の市民税所得割16万円未満	9,300円
	上記以外	37,200円

### 計画相談支援

対象者 障害福祉サービス等を利用する障害者等

内 容 障害者等が心身の状況などに応じて、障害者等の選択に基づき、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供され、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、「サービス等利用計画」の作成や基本相談を行います。

窓 口 障害福祉課（電話 34-8523、ファクス 22-6052）

### 居宅介護（ホームヘルプ）

対象者 障害者（障害支援区分1以上）または障害児

※介護保険法の給付対象者は、原則として介護保険サービスが優先されます。

内 容 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

窓 口 障害福祉課（電話 34-8523、ファクス 22-6052）

## 重度訪問介護

- 対象者 (1) 重度の肢体不自由者または重度の知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な人（障害支援区分4以上で一定条件を満たす障害者）  
(2) 一定条件を満たす15歳以上の障害児
- 内容 自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 同行援護

- 対象者 視覚障害により、移動に著しい困難がある人
- 内容 外出時に同行して、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の外出時に必要な援助を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 行動援護

- 対象者 (1) 知的障害または精神障害により行動に著しい困難がある人（障害支援区分3以上）  
(2) 一定条件を満たす障害児
- 内容 自己判断能力の制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 短期入所（宿泊を伴う利用）

- 対象者 障害者（障害支援区分1以上）または障害児
- 内容 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護を夜間を含めて行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 療養介護

- 対象者 病院などへの長期入院による医療ケアに加え、常時の介護が必要な人（障害支援区分5以上）で、一定条件を満たす障害者
- 内容 医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 生活介護

- 対象者 常に介護等が必要な障害者（障害支援区分3以上）  
(1) 50歳以上の場合は障害支援区分2以上  
(2) 施設入所で50歳未満の場合は、障害支援区分4以上  
(3) 施設入所で50歳以上の場合は、障害支援区分3以上
- ※介護保険法の給付対象者は、原則として介護保険サービスが優先されます。
- 内容 日中に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 施設入所支援

- 対象者 夜間において、介護が必要な障害者（障害支援区分4以上）  
(1) 50歳以上の場合は、障害支援区分3以上  
(2) 通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者
- 内容 施設への入所で、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 通所給付

### 障害児相談支援

- 対象者 通所給付決定に係る障害児  
内容 障害児又は障害児の保護者の選択に基づき、心身の状況などに応じ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供され、障害児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、「障害児支援利用計画」の作成や基本相談を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 児童発達支援

- 対象者 障害児（未就学児）
- 内容 日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 医療型児童発達支援

- 対象者 肢体不自由児
- 内容 指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 放課後等デイサービス

- 対象者 障害児（就学児）
- 内容 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 保育所等訪問支援

- 対象者 保育所等を利用中又は利用予定の障害児
- 内容 保育所等における、児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 居宅訪問型児童発達支援

- 対象者 児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められる障害児  
（1）人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合  
（2）重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合
- 内容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 訓練等給付

### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- 対象者 身体機能・生活能力の向上などのために支援が必要な障害者  
（１） 機能訓練 : 身体障害者  
（２） 生活訓練 : 知的障害者、精神障害者
- 内容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 共同生活援助（グループホーム）

- 対象者 就労継続支援などの日中活動や就労をしている障害者
- 内容 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 就労移行支援

- 対象者 一般企業などへの就労を希望しており、知識・能力の向上や実習、職場探しなどを通じて、適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の障害者
- 内容 一般就労などへの移行に向けて、事業所内や企業での作業や実習などを行います。  
その他、適性にあった職場定着のために様々な支援を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 就労継続支援（A型・B型）

- 対象者 （１） A型 : 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、就労が可能と見込まれる人  
（利用開始時に65歳未満の方に限りません）  
（２） B型 : 就労移行支援事業などを利用したが就労できなかった人や一定年齢に達している人などで、就労の機会提供により生産活動の知識・能力の維持・向上が期待される障害者
- 内容 就労や生産活動の機会を提供するとともに、  
知識・能力の向上した人については一般就労への移行に向けて支援します。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 就労定着支援

- 対象者 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した障害者
- 内容 雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

## 地域生活支援事業

### 移動支援

- 対象者 1人では外出が困難な障害者または障害児  
※重度訪問介護、行動援護または重度障害者等包括支援の支給決定者を除く
- 内容 外出時にガイドヘルパーが付き添い、移動を支援します。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 日中一時支援

- 対象者 日中、一時的に見守りなどが必要な障害者または障害児
- 内容 日中に見守りなどの支援を行い、介護している家族の就労や休息を支援します。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8523、ファックス 22-6052）

### 手話通訳者の派遣

- 対象者 聴覚障害者（児）、または聴覚障害者（児）との意思疎通のため手話通訳が必要な人
- 内容 生活全般で、意思疎通に手話通訳が必要な場合に、手話通訳者を派遣します。
- 窓口 宇部市社会福祉協議会 コミュニケーション支援室  
（電話 35-7608、ファックス 35-9093）

### 要約筆記者の派遣

- 対象者 聴覚障害者（児）、または聴覚障害者（児）との意思疎通のため要約筆記が必要な人
- 内容 生活全般で、PCやノートテイクなどによる要約筆記での意思疎通が必要な場合などに、要約筆記者を派遣します。
- 窓口 宇部市社会福祉協議会 コミュニケーション支援室  
（電話 35-7608、ファックス 35-9093）

## 住宅

### 身体障害者用市営住宅への入居

- 対象者 市営住宅の入居資格があり、身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が1～4級）で、車いすを使用する人がいる世帯
- 内容 身体障害者向け住宅（車いす専用施設）に入居希望者で事前登録している人に対して、空き住宅をあっせんします。
- 窓口 住宅政策課（電話 34-8427、ファックス 22-6049）

## 公共料金の割引

### 携帯電話料金の割引

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- 内容 携帯電話の基本使用料や通話料などが割引されます（内容は各会社によって異なります）。
- 窓口 携帯電話会社の直営ショップなど

### 電話番号の無料番号案内（ふれあい案内）

- 対象者 (1) 視覚障害1～6級の身体障害者手帳の交付を受けている人  
(2) 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている人  
(3) 聴覚障害2級、3級、4級、6級の身体障害者手帳の交付を受けている人  
(4) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害3級、4級の身体障害者手帳の交付を受けている人  
(5) 療育手帳の交付を受けている人  
(6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 内容 無料で電話番号案内を利用することができます。利用するには、事前の登録が必要です。  
電話による利用の場合は、104番へ電話し、「ふれあい案内」の利用希望を申し出の上、ふれあい案内登録番号と暗証番号を伝えてください。  
FAXによる利用の場合は、用紙に「名前、返信先FAX番号、ふれあい案内登録番号、暗証番号」及び「問い合わせを希望する住所、名前、業種等」を記入の上、FAX番号 フリーダイヤル 0120-000104 へ送信してください。折り返しFAXにて、問い合わせの電話番号の案内があります。
- 窓口 NTT ふれあい案内 電話番号 フリーダイヤル 0120-104174  
FAX番号 フリーダイヤル 0120-104134

### NHK放送受信料の免除

- 対象者 (1) 半額免除・・・次のいずれかに該当する人が受信契約者で、かつ、住民基本台帳法の世帯主である場合
- ① 視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている人
  - ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
  - ③ 療育手帳Aの交付を受けている人
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
  - ⑤ 戦傷病者手帳特別項症から第1款症の交付を受けている人
- (2) 全額免除・・・世帯の中に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人がいる場合で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）  
各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠）
- 問合せ先 NHK 営業サービス 広島事業所（電話 082-504-6070）

## 青い鳥郵便はがきの交付

対象者	(1) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人 (2) 療育手帳Aの交付を受けている人
内容	青い鳥郵便はがきが1人20枚、無料で交付されます。 受付期間は毎年4月初めから5月末までです。
窓口	日本郵便株式会社 宇部郵便局 (電話 0570-943-931 ファックス 21-9840)

## 観光施設などの入場料の減免

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	博物館、美術館、映画館、各地のテーマパークの入場料などが減免されます。 介護者も減免の対象となる施設もあります。 利用の際は、障害者手帳（対応している施設なら、ミライロIDの手帳画面でも可）を窓口で提示してください。

## ときわ公園有料駐車場の駐車料金の免除

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	障害者手帳の交付を受けた人が運転または乗車している普通車両及び、障害者手帳の交付を受けた人が4分の1以上乗車している大型車両は、ときわ公園有料駐車場の駐車料金が無料になります。
手続方法	下記の場所（窓口）で、障害者手帳またはミライロIDの手帳画面と、駐車券を提示してください。 (1) ときわ公園正面入口総合インフォメーション (2) ときわ動物園入口 (3) ときわ湖水ホール事務室 (4) ときわミュージアム事務室
受付時間	9時から17時（ときわ動物園入口は、9時30分から17時） ※受付時間外または窓口が閉じている場合は、一旦精算のうえ、後日、受付時間内に宇部市常盤動物園協会事務所またはときわ湖水ホールで障害者手帳と駐車料金領収書を提示し、払戻を受けることができます。
問い合わせ先	(公財)宇部市常盤動物園協会事務所（電話 21-3541） ときわ湖水ホール（電話 51-7057）

## ときわ動物園の入園料の免除

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	ときわ動物園の入場口で障害者手帳またはミライロIDの手帳画面を見せると、入園料が無料になります。
開園時間	9時30分～17時（入園は16時30分まで）
休園日	火曜日（火曜日が休日または祝日のときはその翌日）

## ときわミュージアム 世界を旅する植物館の入館料の免除

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	ときわミュージアム 世界を旅する植物館の入場口で障害者手帳またはミライロIDの手帳画面を見せると、入館料が無料になります。
開館時間	9時～17時（入館は16時30分まで）
休館日	火曜日（火曜日が休日または祝日のときはその翌日）

# 手当・年金

## 心身障害者扶養共済制度

対象者 次のすべての要件を満たす保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族）

- (1) 山口県内に在住している人
- (2) 年齢が65歳未満（その年度の4月1日現在）
- (3) 次の人を扶養している
  - ①身体障害者手帳の1級から3級
  - ②知的障害者（児）
  - ③精神または身体に永続的な障害（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）があり、①または②と同程度と認められる人
- (4) 特別の障害や病気がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である

※障害者1人に対して加入できる保護者は1人です。

内容 心身障害児（者）の保護者が毎月一定額の掛金を納めることにより、加入している保護者が死亡または重度障害になったときに、障害者に対して終身一定額の年金が支給されます。

### 掛 金

加入時の年齢	掛金月額(一口)
35歳未満	9,300 円
35歳以上40歳未満	11,400 円
40歳以上45歳未満	14,300 円
45歳以上50歳未満	17,300 円
50歳以上55歳未満	18,800 円
55歳以上60歳未満	20,700 円
60歳以上65歳未満	23,300 円

- ・加入している保護者が、4月1日時点で満65歳になる年度の、最初にこの制度に加入した月日と同じ月日に達し、かつ20年以上継続して加入している場合は、その後の掛金が免除されます。
- ・住民税非課税世帯、生活保護世帯は一口目のみ掛金減免制度があります。
- ・掛金は所得控除の対象になります。
- ・1人二口まで加入できます。

### 給付金

- (1) 年金 加入している保護者が死亡または重度障害の状態になったときに、月に一口あたり20,000円が、障害者本人に生涯にわたって支給されます。
- (2) 弔慰金 加入している保護者より先に障害者本人が死亡したときに、加入期間に応じて加入者に支給されます。
  - ① 1年以上5年未満加入 : 一口あたり 50,000円
  - ② 5年以上20年未満加入 : 一口あたり125,000円
  - ③ 20年以上加入 : 一口あたり250,000円
- (3) 脱退一時金 この制度から脱退したときに、加入期間に応じて加入している保護者に支給されます。
  - ①5年以上10年未満加入 : 一口あたり 75,000円
  - ②10年以上20年未満加入 : 一口あたり125,000円
  - ③20年以上加入 : 一口あたり250,000円

必要な物 1. 申請者・障害者の住民票の写し（年金管理者を指定する場合はその管理者）  
2. 障害を確認できる書類（障害者手帳、年金証書など）  
3. 印鑑

申請書類については「山口県/障害者支援課/心身障害者扶養共済制度・様式集」から様式をダウンロードできます。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/fkyousai/202103170001.html>)

窓 口 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）

## 特別障害者手当

障害が重複するなど、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に対して、申請された月の翌月から支給します。

**対象者** 身体障害者手帳1級、2級程度、療育手帳A程度、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級程度で、これらの障害が重複する場合や、重複する場合と同じ程度の障害がある場合などに対象となる可能性があります。

また、たとえば寝たきりの状態にあり、常時家族の人などの支援や介護を受けなければ、自分では日常生活を送ることが非常に困難な在宅扱いの要介護の人（主に要介護4や5の人）などは、必要とされる介護の状態により対象となる可能性があります。

**対象者** 次のいずれかに該当する20歳以上の人

- (1) 「表①」の障害が2つ以上あるとき。
- (2) 「表①」の障害が1つあり、かつ「表②」の障害が2つ以上あるとき。
- (3) (1)(2)と同じ程度の障害があるとき。

ただし、次の人は対象になりません。

- (1) 本人、配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定額以上
- (2) 施設に入所している
- (3) 継続して3ヶ月を超えて入院している
- (4) 障害の程度が国の定めた認定基準に該当しない場合

**内容** 2月、5月、8月、11月に前月までの3ヶ月分をまとめて支給します。

**支給額** 月 29,590円（令和7年4月現在）

**必要な物** 特別障害者手当認定診断書（専用様式）、本人の振込口座がわかるもの、年金受給中の方は年金額のわかる書類（年金証書、年金の振込通知書や年金が振り込まれている銀行の通帳）

**窓口** 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）

### 表①

1 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢の足関節以上で欠くもの

5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 表②

- 1 両眼の視力の和が 0.07 以下のもの又は1眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの  
※以下のいずれかに該当する視野障害を含む  
ア ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの  
イ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に対して、申請された月の翌月から支給します。

**対象者** 表③の障害を有する20歳未満の児童（身体障害者手帳1級、2級程度、療育手帳A程度、精神障害者保健福祉手帳1級、特別児童扶養手当1級程度などの場合に対象となる可能性があります）

ただし、次の人は対象になりません。

- (1) 本人、配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定額以上
- (2) 施設に入所している
- (3) 障害を事由とする年金を受給している
- (4) 障害の程度が国の定めた認定基準に該当しない場合

**内容** 2月、5月、8月、11月に前月までの3ヶ月分をまとめて支給します。

**支給額** 月 16, 100円（令和7年4月現在）

**必要な物** 障害児福祉手当認定診断書（専用様式）、本人の振込口座がわかるもの

**窓口** 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）

## 表③

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 在日外国人重度心身障害者福祉金

対象者	次のいずれにも該当する人で、障害基礎年金などの受給資格のない人 (1) 昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人 (2) 昭和57年1月1日に日本国内に外国人登録があり、申請日においても宇部市に住民登録している人 (3) 障害発生原因となった傷病の初診日が昭和57年1月1日より前の人 (4) 申請日に身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの交付を受けている人 ただし、次のいずれかに該当する場合は対象になりません。 (1) 公的年金を月額20,000円以上受給している (2) 生活保護を受給している (3) 前年の所得が国民年金法施行令に規定する額を超えているとき
内 容	3月、6月、9月、12月に3ヶ月分をまとめて支給します。
支 給 額	月 20,000円 ※他公的年金の受給者は、その額を控除
窓 口	障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）

## 特別児童扶養手当

対 象 者	20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障害がある児童を監護している父母等（所得制限があります）。 ただし、次の人は対象になりません。 (1) 児童や父母等が日本国内に住んでいないとき (2) 児童が児童福祉施設等に入所しているとき (3) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
内 容	4月、8月、11月に4ヶ月分が、父母等に支給されます。
支 給 額	重度障害児（1級）：一人当たり 月 56,800円（令和7年4月現在） 中度障害児（2級）：一人当たり 月 37,830円（令和7年4月現在）
窓 口	こども政策課（電話 34-8331、ファックス 22-6051）

## 児童扶養手当

対 象 者	父または母がいない児童（18歳の年度末まで）を監護している人。父または母が重度の障害の状態である児童（18歳の年度末まで）を監護している人等。 児童が中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで対象。 （所得制限があります。） ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。 (1) 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき (2) 申請者や児童が日本国内に住んでいないとき (3) 父又は母が婚姻しているとき （婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。） (4) 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくしているとき
内 容	年6回奇数月に前月までの2ヶ月分が、母または父等に支給されます。
支 給 額	月額 46,690円から11,010円まで（所得に応じて決定） （令和7年4月現在） 対象児童2人目以降は1人につき11,030円から5,520円加算、
窓 口	こども政策課（電話 34-8331、ファックス 22-6051）

## 障害厚生年金・障害共済年金

対象者	障害基礎年金の受給条件を満たし、かつ初診日にそれぞれの年金被保険者である人
内容	障害の程度に応じて1級から3級まであります。 1級または2級の場合は、障害基礎年金も合わせて支給されます。 年金に該当しない程度の障害の場合、障害手当金（一時金）が受けられることがあります。
支給額	金額は報酬比例となります。また、年によって変更されます。
窓口	障害厚生年金：宇部年金事務所（電話 33-7111、ファックス 22-3042） 障害共済年金：各種共済組合

## 障害基礎年金

対象者	次のいずれの条件にも当てはまる人 (1) 障害の原因となった傷病の初診日が、国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるとき (2) 初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間及び納付特例期間を含みます）が納めるべき期間の3分の2以上あるとき、または初診日の前々月までの1年間に未納がないとき (3) 障害の程度が政令に定められた等級（1級または2級）であること。 20歳に達する前に初診日がある傷病で障害の場合は、20歳になったとき、上記(3)の障害程度にあれば受けられます。（所得制限あり）
支給額	金額は年によって変更されます。 (1) 障害基礎年金1級：年 1,039,625円（令和7年度） (2) 障害基礎年金2級：年 831,700円（令和7年度） 年金受給者によって生計を維持されている子（18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で、1級または2級相当の障害状態にある子）がいる時は、次の額が加算されます。 1人目、2人目：1人につき 年239,300円、 3人目以降：1人につき 年 79,800円
窓口	保険年金課（電話 34-8292、ファックス 22-6019）

## 特別障害者給付金

対象者	次のいずれにも該当する人 (1) 任意加入していなかった期間内に初診日がある (2) 障害程度が障害基礎年金1級・2級相当である (3) 65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当すること (4) 次のいずれかに該当する ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者
内容	かつて専業主婦や学生であり、任意加入の期間に国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給できなくなった障害者に対し、給付金を支給します。
支給額	1級：月額 56,850円（令和7年度） 2級：月額 45,480円（令和7年度） ※公的年金を受給している場合は、支給額からその分が差し引かれます。
窓口	宇部年金事務所（電話 33-7111、ファックス 22-3042）

# 税の減免

## 所得税・住民税の控除

- 対象者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、または、これらと同等の障害のある人
- 内容** 障害者本人または扶養義務者の所得から一定額が差し引かれます。所得税・住民税申告または年末調整の際に手帳を提示して申告してください。手帳のない人は、「障害者控除対象者認定書」の発行を受ける必要があります。詳しくは 高齢福祉課（電話 34-8302）までお願いします。  
 ※ 税制改正により、控除額等が変更している場合があります。  
詳しくは、宇部税務署又は市民税課に問い合わせてください。

### 控除額

名称	対象者	障害の内容	所得税控除	住民税控除
障害者控除	・本人 ・控除対象配偶者 ・扶養親族	1. 身体障害者手帳3級から6級 2. 療育手帳B 3. 精神障害者保健福祉手帳2級・3級	所得控除 27万円	所得控除 26万円
障害者控除 (特別障害者)	・本人 ・控除対象配偶者 ・扶養親族	1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A 3. 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 40万円	所得控除 30万円
障害者控除 (同居の特別障害者)	・同居の控除対象配偶者 ・同居の扶養親族	1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A 3. 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 75万円	所得控除 53万円
非課税 限度額	本人(分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が135万円以下)	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の所持者	なし	分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が135万円以下の場合、所得割・均等割ともに非課税

- 窓 口 所得税：宇部税務署（電話 21-3131）  
 住民税：市民税課（電話 34-8187、ファックス 22-6084）

## おむつに係る費用の医療費控除

- 対象者** 下記の条件をいずれも満たす人  
 (1) 傷病によりおおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる人  
 (2) その傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる人
- 内容** 医師の発行する「おむつ使用証明書」を添付し、その領収書とともに確定申告すると、医療費控除を受けられる場合があります。  
 (おむつ使用証明書の様式は障害福祉課にもあります。)
- 窓 口 所得税：宇部税務署（電話 21-3131）  
 住民税：市民税課（電話 34-8187、ファックス 22-6084）

## ストマ用装具に係る費用の医療費控除

対象者 内 容	人工肛門、人工膀胱によりストマ用装具を使用している人 医師の発行する「ストマ用装具使用証明書」を、その領収書とともに確定申告すると、医療費控除が受けられる場合があります。 (ストマ用装具使用証明書の様式は障害福祉課にもあります。)
窓 口	所得税：宇部税務署（電話 21-3131） 住民税：市民税課（電話 34-8187、ファックス 22-6084）

## 相続税の控除

対象者	下記の条件をいずれも満たす人 (1) 相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がある人 (2) 相続や遺贈で財産を取得した時に障害者である人 (3) 相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人であること
内 容	障害者控除の額は、85歳に達するまでの年数に、一般障害者なら10万円、特別障害者なら20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。 一般障害者 (1) 身体障害者手帳3～6級の交付を受けている人 (2) 療育手帳Bの交付を受けている人 (3) 精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている人 特別障害者 (1) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人 (2) 療育手帳Aの交付を受けている人 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
窓 口	宇部税務署（電話 21-3131）

## 贈与税の非課税（特定贈与信託）

対象者	特定障害者（特別障害者及び特別障害者以外の特定障害者） ●特別障害者 (1) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人 (2) 療育手帳Aの交付を受けている人 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 など ●特別障害者以外の特定障害者 (1) 療育手帳Bの交付を受けている人 (2) 精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている人 (3) 年齢65歳以上で、障害の程度が(1)に準ずる人として市町村長等の認定を受けている人
内 容	特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出する必要があります。
窓 口	特定障害者の納税地の所轄税務署 特定障害者扶養信託契約については、各信託銀行など

## 自動車税及び軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

対象者	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、一定の等級以上の人 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の等級以上の人 (3) 療育手帳 A の交付を受けている人 (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人
内容	障害者の通院、通学、および生業のために使われる自動車について、自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免が受けられます。（減免上限額があります。）
対象車	減免できる自動車は、ひとりの障害者につき 1 台に限ります。 (1) 各種障害者・戦傷病者で本人または生計を一にする方が所有し、本人が運転する車 (2) 各種障害者・戦傷病者で本人または生計を一にする方が所有し、生計を一にする人または常時介護者がもっぱら障害者のために運転する車 ※常時介護者が運転する場合は、障害者等のみで構成される世帯に限ります。 ※生計を一にする人が運転、所有する場合や、常時介護者が運転する場合は、それぞれ書類の提出が必要です。詳しくは各窓口へご確認ください。
窓口	自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割） ・宇部県税事務所（電話 21-2111、ファックス 21-2117） 軽自動車税（種別割） ・市民税課（電話 34-8197、ファックス 22-6084）

## 福祉車両に対する軽自動車税（種別割）の減免

対象者	どなたでも（身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも利用できます）
内容	身体障害者等が利用するため特別の仕様をした軽自動車について、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。
対象車	身体障害者等が利用するため、車椅子の昇降装置、固定装置や浴槽を装備するなど特別の仕様により製造された軽自動車または一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられた軽自動車（事業用の車両は対象外）
窓口	市民税課（電話 34-8197、ファックス 22-6084）

## 個人事業税の非課税

対象者	両眼の視力（屈折異常の場合は矯正後の視力）が 0.06 以下の人
内容	あんま、マッサージ、はり、灸、その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。
窓口	宇部県税事務所（電話 21-2111、ファックス 21-2117）

## 定期預金などの利子非課税

障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）及び、障害者等の少額公債の利子の非課税制度（障害者等の特別マル優）

対 象 者 （1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

（2）障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などの受給者

（3）遺族年金、寡婦年金を受けている母親など

内 容 ●障害者等のマル優

非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券で、元本の合計額が350万円までの利子です。

※最初の預入等をする日までに「非課税貯蓄申告書」を金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として、預入等の都度「非課税貯蓄申込書」を金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

●障害者等の特別マル優

非課税の対象となる利子は、国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子で、障害者等のマル優とは別枠になります。

※国債や地方債を最初に購入する日までに「特別非課税貯蓄申告書」をその購入をする証券業者や金融機関の営業所等の販売機関を経由して税務署長に提出するとともに、原則として購入の都度「特別非課税貯蓄申込書」を証券業者や金融機関の営業所等の販売機関に提出しなければなりません。

窓 口 各金融機関等

## 仕事

### ハローワーク宇部

障害者の職業紹介や職業相談を行います。

利用時間 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)

住 所 〒755-8609 山口県宇部市北琴芝二丁目4番30号

問合せ先 電話 31-0164 ファックス 31-1835

### 山口障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

利用時間 8:45~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

住 所 〒747-0803 山口県防府市岡村町3-1

問合せ先 電話 0835-21-0520 ファックス 0835-21-0569

### 山口県立西部高等産業技術学校

訓練対象者 公共職業安定所に求職申込を行い、公共職業安定所長の受講指示・推薦を受けた障害者。特別支援学校高等部3年生の就職を希望する生徒で、10月時点で就職先が内定していない人。

内 容 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施しています。

訓練期間 原則3月以内、月100時間が標準で、障害者の多様なニーズに対応した柔軟な設定が可能です。

住 所 〒752-0922 山口県下関市千鳥ヶ丘町21-3

問合せ先 訓練部 障害者委託訓練担当 電話 083-248-3505

### 職業能力開発校

内 容 障害の種類・程度に応じて、職業に必要な知識、専門的な技能を有する技能者として就職するための援助を行います。

窓口

名称	住所	電話番号	FAX
広島障害者職業能力開発校	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1番23号	082-254-1766	082-254-1716
福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122 北九州市若松区大字蛸住 1728 番地 1	093-741-5431	093-741-1340

## 外出の利便

### 福祉タクシー券

対象者	(1) 身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている人 (2) 療育手帳Aの交付を受けている人 ※自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けている人は除く
内容	タクシー料金を一部助成します。 (1) 宇部市が指定する会社のタクシーに限ります。 (2) 55枚つづりの福祉タクシー券を、年間1冊のみ交付を受けられます。 (3) 毎年3月下旬から窓口にて交付しています。 ※対象者で人工透析により通院している人は、週の透析回数に応じて年間2冊から6冊の交付が受けられます。 ※対象者で指定難病にかかる医療費の支給事業の対象となる病気の治療のため、月3回以上通院している人は追加で年間1冊の交付が受けられます。
助成額	500円 / 1枚 ※乗車料金(障害者手帳による割引後)が1,000円未満なら1枚、1,000円以上であれば2枚使用できます。
必要な物	身体障害者手帳または療育手帳(※手帳に押印するためミライロID不可、ただし、タクシー乗車時に障害者手帳の提示を求められた場合には利用できます)
窓口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052) 各市民センター(東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠)

### 障害者バス優待乗車証

対象者	以下のいずれかの障害者手帳を持っている人 (1) 身体障害者手帳の1・2・3級の交付を受けている人 (2) 療育手帳の交付を受けている人 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	降車時に運転手に提示することにより、対象路線のバス乗車運賃が無料となります。身体障害者手帳第1種、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の場合は、本人と介護者1名が対象となります。それ以外の場合は本人のみが対象となります。
対象路線	(1) 宇部市営バスの全路線 (2) 船木鉄道バス 宇部市役所線「船木-宇部市役所(宇部駅経由)」、 際波線「際波台~宇部駅」 (3) 小野きすな号(路線定期運行のみ) (4) くすのき号
窓口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)

### タクシー運賃割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人
内容	障害者手帳を乗務員に提示することで、タクシー運賃が1割引となります。 介護者が同乗の場合も割引を受けられます。

## バス運賃割引

- 対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 内容** バスを利用する時に障害者手帳を提示することにより、運賃が割引されます。半額となる場合が多いですが、割引等の詳細は、バス会社によって異なります。
- (1) 精神障害者保健福祉手帳の所持者については、都道府県やバス会社によって割引の対象とならない場合があります。
- (2) 第1種障害者の場合は、同乗の介護者1名も割引対象となります。
- (3) 定期券については、各交通機関の窓口へお問い合わせください。

## JRの旅客運賃割引

- 対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 内容** ※手帳に顔写真の貼付と、旅客運賃減額欄に第1種か第2種の記載が必要です。精神障害者保健福祉手帳に第1種・第2種の記載がない方は、障害福祉課か楠市民センターでお申し出ください。
- 対象のきっぷが5割引になります。窓口で障害者手帳またはミライロIDの手帳画面を提示してください。

介護者の同伴	障害者手帳の旅客運賃減額欄	割引対象きっぷ
なし	第1種 第2種	普通乗車券 ※片道の営業キロが100kmを超える場合のみ
あり	第1種	定期乗車券（小児を除く） 普通乗車券、回数乗車券、普通急行券 ※営業キロの制限なし ※介護者1名も対象
	第2種 (12歳未満のみ)	定期乗車券（小児を除く） ※営業キロの制限なし ※介護者1名の通勤定期が対象

- 窓口** JR乗車券発売窓口

## JRジパング倶楽部「特別会員（身体障害者）」

- 対象者** 男性60歳以上、女性55歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人
- 内容** JRの窓口で障害者手帳を提示して購入した乗車券が201キロメートル以上のとき、2～3割引で特急券などを購入することができます。また、第1種障害者の介護者が同時に購入するときも特急券などが割引になります。
- 割引にならない路線や期間があります。
- 年会費** (1) 1,400円（山口県身体障害者団体連合会の加盟団体会員）  
(2) 2,000円（身体障害者団体会員以外の人）
- 窓口** 一般社団法人 山口県身体障害者団体連合会  
(電話083-928-5432、ファックス083-928-5436)

## 航空運賃の割引

- 対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 内容** 障害者手帳またはミライロIDの手帳画面を提示することで、定期航空路線の国内線全区間の運賃が割引されます（詳細は各窓口でご確認ください）。
- ※対象者と同時に同一区間を利用する場合、介護者1名（12歳以上）も対象
- 窓口** 各航空会社航空券販売窓口

## 有料道路の通行料金割引

対象者	身体障害者手帳、又は療育手帳 A の交付を受けている人 ※第2種の身体障害者手帳は、障害者本人が運転する場合のみ対象
内容	事前の申請により、有料道路割引のシールが障害者手帳に貼られます。この手帳を有料道路の料金所で提示することで、通常料金が半額になります。この割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引があります。 有効期限は申請日から2回目の誕生日で、有効期限の2ヶ月前から更新手続きが可能です。 また、申請時にETCのカードや車載器等を登録することで、障害者手帳を提示しないETCレーンまたは混在レーンでのノンストップ走行時でも、通行料金割引が適用されます（以下「ETCノンストップ走行割引」と略します）。料金所の料金表示器やETC車載器等には割引適用後の料金は表示されず、後日、カード会社等からの請求の際に割引適用後の料金となります。
対象車両	<b>ETC ノンストップ走行割引</b> は事前登録が必要です（1人につき1台のみ）。 （1）所有者が障害者本人もしくは親族（続柄によっては同居の要件あり） ①介護者が運転する場合で、上記の人が車を所有していない場合は、所有者が介護者でも可能 ②法人所有の車や軽トラック、明らかに営業用の車などは対象外 （2）自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている乗車定員が10人以下の車 ※貨物自動車や二輪自動車・特殊用途自動車は条件が異なります。
必要な物	1. 身体障害者手帳または療育手帳 2. 自動車検査証（ETC ノンストップ走行割引は必須、他は任意） 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合） 4. 障害者本人名義のETCカード（ETC ノンストップ走行割引のみ） ※障害者本人が18歳未満で介護者が運転する場合は、親権者または後見人名義でも可 5. ETC 車載器のセットアップ申込書・証明書など、ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC ノンストップ走行割引のみ） ※3～5のうち、前回の申請時から変更ない物は不要（新規申請は必須）
窓口	障害福祉課（電話 34-8314、ファクス 22-6052） 各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠） ※ETCノンストップ走行割引のみ、オンライン申請が可能です。詳しくは <a href="https://www.expressway-discount.jp/">https://www.expressway-discount.jp/</a> でご確認ください。

## 福祉車輛の貸し出し

対象者	宇部市にお住まいの車いす利用の障害者及び高齢者
内容	車いすのまま乗り込める福祉車輛を貸し出します。病院や施設への送迎、車いすを利用しての外出などに利用できます。
貸出期間	おおむね月1回程度。1回1日（8時30分から17時まで）。 ※年未年始（12月29日から翌年1月3日）は除く
自己負担	無料 ※燃料費等車両運行中にかかる費用については、利用者の負担
窓口	宇部市社会福祉協議会 生活支援課（電話 33-3150、ファクス 22-4391）

## 駐車禁止規制除外措置

- 対象者** (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、一定の等級以上の人  
 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の等級以上の人  
 (3) 療育手帳Aの交付を受けている人  
 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 内容** 駐車禁止規制から除外する車両を特定せず、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた身体障害者本人が現に使用中の車両が除外の対象です。  
 (法定禁止場所などは除く)
- 必要な物** 障害者手帳、運転免許証(持っている人のみ)
- 窓口** 宇部警察署(電話 22-0110、ファックス 22-5110)

## やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

**内容** 障害や高齢などで歩行や車への乗降が困難な人に、山口県内共通の利用証(右図)を交付します。利用証を提示することで、山口県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用できます。

※山口県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」には案内表示(右図)が設置しています。



**対象者** 歩行や車の乗降が困難で次のいずれかに該当する人

(1) 以下の身体障害者手帳の交付を受けている人

【利用証】

【案内表示】

視覚障害		1級 ~ 4級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級、3級
	平衡機能障害	3級、5級
肢体不自由	上肢	1級 ~ 4級
	下肢	1級 ~ 6級
	体幹	1級~3級、5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級 ~ 6級
内部機能障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)		1級、3級、4級
内部機能障害(免疫・肝臓)		1級 ~ 4級

- (2) 療育手帳Aの交付を受けている人  
 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人  
 (4) 介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護1~5の人  
 (5) 難病の特定疾患医療受給者証の交付を受けている人  
 (6) その他(高齢者、妊産婦、けが人等)

**必要な物** 対象者であることを確認できる書類(障害者手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、親子健康手帳、診断書など)

身分証明書(代理申請の場合は、代理の方の身分証明書)

**窓口** 障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)

健康増進課(電話 31-1777、ファックス 35-6533)

こども支援課(電話 31-1732、ファックス 21-6020)

各市民センター(東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠)

## 障害者自動車運転免許取得費の助成

対象者	(1) 身体障害者手帳(1級から3級)、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人 (2) 普通運転免許を所持していた人で、身体障害者となった後に運転免許適性試験により従来の免許に限定条件(オートマチック車等)が追加された人 <b>※過去に、本事業による助成を受けていない等の条件があります。</b>
内 容	普通運転免許証を取得した人について、要した経費の一部を助成します。
助成額	上限5万円
必要な物	障害者手帳、自動車運転免許証、訓練に要した費用の支払済額を証明する書類、本人の振込口座がわかるもの
窓 口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)

## 身体障害者用自動車改造費の助成

対 象 者	肢体不自由の障害があり、障害者本人が所有し運転する自動車の操行装置や駆動装置の一部を改造する必要のある人 <b>※ただし、過去にこの事業を利用していないか、利用してから5年以上経過している場合に限りです。</b>
内 容	車両の改造費を助成します。(ただし所得制限があります。)
助成額	上限10万円
必要な物	障害者手帳、見積書、装置のカatalog、自動車検査証、本人の振込口座がわかるもの、年金受給中の方は年金額のわかる書類(年金証書、年金の振込通知書や年金が振り込まれている銀行の通帳) (改造後に自動車の改造前と改造後の写真が必要です。)
窓 口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)

## 介助用自動車改造費の助成

対 象 者	下記のすべての条件を満たす人 (1) 2級以上の下肢障害、または3級以上の体幹、脳原性機能障害がある人 (2) 在宅で、車いすなどを使用しなければ外出が困難な人 (3) 過去にこの事業を利用していないか、利用してから7年以上経過している人 (4) 申請日の属する年度(申請日が4月~6月までの間にあっては、前年度)の市民税が非課税の世帯
内 容	障害者本人か、障害者と同一生計の人が所有する車を、リフト付などの乗り降りしやすいように改造する場合に、改造費を助成します。(ただし所得制限があります。) 改造済みの福祉車両を購入する場合は、ベース車両との差額が助成対象です。
助 成 額	上限10万円
必要な物	障害者手帳、見積書(購入の場合は、ベース車との差額がわかる見積書)、車または装置のカatalog、自動車検査証 (改造の場合は改造後に自動車の改造前と改造後の写真が必要です。)
窓 口	障害福祉課(電話 34-8314、ファックス 22-6052)

## 余暇の活用

### キラリンピック

- 対象者** 障害者手帳の交付を受けている人またはそれに準ずる人で、山口県内に在住の4月1日現在13歳以上の人  
※陸上競技の50mチャレンジと水泳の25mチャレンジは、4月1日現在6歳以上の人も参加できます。
- 内容** 下表種目のスポーツ大会が、毎年5月に開催されます。

種目（障害種別）
●陸上競技（50mチャレンジ、50m、100m、800m、1500m、スラローム、4×100mリレー、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ピーンバッグ投、立幅跳、走幅跳）
●水泳（25m・50m・100m（自由形、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ）、25mチャレンジ、4×25mリレー）
●フライングディスク（ディスタンス、アキュラシー）
●アーチェリー（50m・30mラウンド、30mダブルラウンド）
●卓球 ●サウンドテーブルテニス ●ボウリング ●ポッチャ

- 窓口** 障害福祉課（電話 34-8342、ファックス 22-6052）

### 山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具広場

障害のある子もない子と一緒に遊べ、介助が必要な子どもたちに寄り添う保護者の方へも配慮した、県内で初のインクルーシブ\*を取り入れた大型遊具広場です。

**利用時間** 8:00~21:00

**場所** 山口県宇部市沖宇部（山口宇部空港に隣接のふれあい公園内）

**窓口** 公園緑地課（電話34-8422、ファックス 22-6050）

\*「包括的」という意味で、障害の有無や性別、国籍、年齢などの多様性を認め合い、共生することです。

### 点字図書・録音図書の貸し出し

**対象者** 視覚障害者

**内容** 宇部市立図書館では、点字図書・録音図書の貸し出しを行っています。  
また、山口県点字図書館では、点字図書・点字雑誌・録音図書・録音雑誌の貸出をはじめ、様々なサービスを行っています。

**窓口** (1) 宇部市立図書館点字資料室（宇部市琴芝町一丁目1番33号）  
（電話 21-1966、ファックス 21-3801）

**利用時間**：木曜日 10時~15時

(2) 山口県点字図書館（山口市大字後河原 150 番地 1）

（電話 083-922-0375、ファックス 083-932-2817）

**利用時間**：火~土曜日 9時から17時、日曜日 9時から12時30分

**閉館日**：月曜日、祝日、月曜祝日の翌火曜日、年末年始、資料点検期間、

月末整理日（月末が土日月と重なった場合、直前の金曜日）

### ビデオライブラリー

**対象者** 山口県内に住所または所在地がある聴覚障害者とその保護者、聴覚障害者団体、学校および施設等

**内容** 無料で利用できる字幕付きまたは手話付き映像作品を貸し出します。

**窓口** 山口県聴覚障害者情報センター 山口市鑄銭司 2364 番地 1

（電話 083-985-0611、ファックス 083-985-0613）

## その他の制度

### 郵便による投票

- 対象者 (1) 次のいずれかの障害が身体障害者手帳に記載されている人  
① 両下肢、体幹、移動機能の障害 1・2 級  
② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1・3 級  
③ 免疫、肝臓の障害 1～3 級  
(2) 次のいずれかの障害が戦傷病者手帳に記載されている人  
① 両下肢、体幹で、特別項症から第2項症の障害程度  
② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓で、特別項症から第3項症の障害程度  
(3) 介護保険で「要介護5」の認定を受けている人
- 内容 選挙の際、郵便による投票ができます。  
事前に選挙管理委員会で郵便等投票証明書の交付を受け、投票日の4日前までに投票用紙の請求をして、投票を投票日までに到着するよう郵送してください。  
なお、上記の対象者のうち、上肢または視覚障害1級の身体障害者手帳、もしくは上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までの戦傷病者手帳をお持ちの対象者は、事前に選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書に記載されれば、代理記載人による郵便投票ができます。
- 窓口 選挙管理委員会（電話 34-8451、ファックス 22-6069）

### 点字広報・声の広報

- 対象者 眼の不自由な人
- 内容 希望者に対し、「広報うべ」の点字版や録音版を郵送します。
- 窓口 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）  
広報広聴課（電話 34-8123、ファックス 22-6063）

### 災害時避難支援制度

- 対象者 (1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、75歳以上の高齢者だけの世帯  
(2) 在宅の身体障害者のうち、障害の程度が1級と2級の人  
(3) 在宅の知的障害者のうち、療育手帳Aの人  
(4) 上記に準ずる状態の人、制度による支援が必要と思われる人  
(要介護認定を受けた人、精神障害者、日常は家族やサービス利用により介護を受けているが災害時には支援が必要な人など)
- ※制度を利用したい人（要配慮者）は、事前に登録が必要です。  
※登録者は、「支援のために必要な個人情報支援者や地域の支援団体に提供すること」への同意が必要です。
- 内容 台風や地震などの災害時に自力での避難が困難な人を地域で支援します。  
(1) 情報提供：電話（視覚障害者に限ります）、携帯メール、FAXによる気象情報、避難情報・避難指示など必要な情報の提供  
(2) 移動支援：災害時やそのおそれがある場合、要配慮者の状況把握や安否確認を行い、避難の必要があればその手助けをします。
- 窓口 地域福祉課（電話 34-8326、ファックス 22-6028）

## ヘルプマーク・ヘルプカード

**内 容** ヘルプマーク（右図）は、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が、援助が得やすくなるように、作成された全国共通のマークです。



ヘルプカードは、障害のある人や高齢者など、支援や配慮を必要としている人が周囲に支援を求めるためのカードです。必要な支援内容や緊急連絡先などを記入しておき、困ったときに周囲に提示することで、手助けをお願いしやすくするものです。

**対 象 者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、難病や発達障害の人、持病のある人や高齢の人、妊娠中の人など支援や配慮を必要とする人



**窓 口** 障害福祉課（電話 34-8314、ファックス 22-6052）

**配布場所** 障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉総合相談センター、福祉なんでも相談窓口、宇部市保健センター、うべこども家庭センターUbeハピ、各市民センター（東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野・楠）など。  
ヘルプカードは、市ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

## 生活福祉資金貸付制度

**対 象 者** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人がともに生活している世帯で、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯対象世帯に対して、必要な資金貸付と援助・指導を行います（所得制限あり）。

**内 容**

資金の種別	貸付限度額	償還期限
生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6ヵ月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	8年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	7年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 冠婚葬祭に必要な経費 就職、技能習得等の支度に必要な経費 日常生活上一時的に必要な経費	50万円	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年未満 170万円 1年を超え1年6ヶ月以内で、世帯の自立に必要な時 230万円	

連帯保証人	貸付利息
あり	無利息
なし	年1.5%（据置期間経過後） 据置期間：貸付日（分割交付は最終貸付日）の翌月1日から6ヶ月

**窓 口** 宇部市社会福祉協議会 生活支援課（電話 33-3150、ファックス 22-4391）  
※「生活相談サポートセンターうべ」（p.7 参照）にご相談後に申し込み

## 身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能障害	肢 体 不 自 由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2.視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のも(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のも(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のも(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢すべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のも(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のも			1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						級 別	
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能								
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により、日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級
1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により、日常生活活動が極度に制限されるもの	2級
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により、日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	3級
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級
<p>1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の等級とすることができる。</p> <p>4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものを用いる。</p> <p>7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものを用いる。</p>										備考

# 障害者の主な制度一覧

○は該当、△は一部該当

	制度名	ペ ー ジ	身体						知的		精神			備 考
			1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3	
医療	重度心身障害者医療費の助成	10	○	○	○				○		○			所得制限等あり
	自立支援医療（更生医療）	10	△	△	△	△	△	△						18歳以上、治療内容に制限あり
	自立支援医療（育成医療）	10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	18歳未満、治療内容に制限あり
	自立支援医療（精神通院医療）	10									○	○	○	
	後期高齢者医療制度	11	○	○	○	△			○		○	○		65歳以上75歳未満
用具	補装具費（購入費・修理費・借受け費）の支給	12	△	△	△	△	△	△						用具ごとに要件あり
	日常生活用具の給付	12	△	△	△	△	△	△		△				用具ごとに要件あり
公共料金の割引	*携帯電話料金の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電話番号の無料番号案内（ふれあい案内）	26	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	
	NHK放送受信料の免除（全額）	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	世帯の市民税非課税要件あり
	NHK放送受信料の免除（半額）	26	○	○	△	△	△	△	○		○			世帯主及び受信契約者要件あり
	青い鳥郵便はがきの交付	27	○	○					○					
	*観光施設などの入場料の減免	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	*ときわ公園有料駐車場の駐車料金の免除	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
手当・年金	心身障害者扶養共済制度	28	○	○	○				○	○	△	△	△	
	特別障害者手当	29	△	△				△		△				重複障害の人、所得制限等あり
	障害児福祉手当	30	△	△				△		△				20歳未満、所得制限等あり
	特別児童扶養手当	31	△	△	△	△		△	△	△	△			20歳未満、所得制限等あり
	児童扶養手当	31	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	所得制限あり
	障害厚生年金・障害共済年金	32	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	障害者手帳等とは異なる政令に定められた等級（1～3級）
	障害基礎年金	32	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※3級は厚生（共済）年金のみ
	特別障害者給付金	32	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
税の免除	所得税・住民税の控除	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相続税の控除	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	贈与税の非課税（特定贈与信託）	34	○	○					○	△	○	△	△	
	自動車税及び軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免	35	△	△	△	△	△	△	○		○			運転者、所有者等に関する要件あり
外出の利便	*福祉タクシー券	38	○	○	○				○					
	*障害者バス優待乗車証	38	○	○	○				○	○	○	○	○	
	タクシー運賃割引	38	○	○	○	○	○	○	○					
	*バス運賃割引	39	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	*JRの旅客運賃割引	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳に旅客運賃減額欄の記載等の要件あり
	*航空運賃の割引	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12歳以上
	*有料道路の通行料金割引	40	○	○	○	○	○	○						身体の2種は本人運転に限る
	福祉車両の貸し出し	40	△	△	△	△	△	△						車いす利用者
	駐車禁止規制除外措置	41	△	△	△	△	△	△	△	△				歩行が困難と認められる人
	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	41	○	○	△	△	△	△	○		○			歩行や車の乗降が困難な人
	障害者自動車運転免許取得費の助成	42	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	4級以下は免許に限定条件が必要
	身体障害者用自動車改造費の助成	42	△	△	△	△	△	△						肢体不自由者のみ
介助用自動車改造費の助成	42	△	△	△									下肢、体幹、脳原性移動機能障害のみ	
その他	災害時避難支援制度	44	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	
	ヘルプマーク・ヘルプカード	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

\*が先頭にある制度はミライID(p.9参照)が使えます。ただし事業者によっては未対応、もしくはマイナポータル連携などの要件があります。